

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-1 自治会・行政連絡機構の取扱い		関係項目			
調整方針		自治会制度等については、現行の制度を継続するものとし、合併後すみやかに調整する。 ただし、町内会館等建設補助等については、合併時に新たな要綱を制定する。					
現況							調整理由・課題
1 行政連絡員制度							<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市と子持村では自治会制度他町村では区長制度をとっているこのために、広報紙の配布や行政連絡等の職務に対し、自治会制度では行政事務委託料やコミュニティ活動助成金として、区長制度では区長報酬や区運営費補助金等として支出しており、両者には大きな相違が見られる。同一自治体の中で二つの制度が存続することは好ましくないわけですが、各市町村が長年の経過から実施してきた制度であることから、合併時に一つの制度に統一することの調整は困難と慮られるため、当分の間、現行の制度を継続し、合併後すみやかに調整するものとします。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会への委託料、区長への報酬額、補助金・助成金、内部組織等を総合的に検討し、調整する必要がある。
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)制度等	自治会制度 ・ 渋川市行政事務委託に関する規則 ・ 43自治会 ・ 毎年度、各自治会と委託契約を締結している。	区制度 ・ 伊香保町区条例 ・ 区長11人 ・ 区長代理22人 ・ 任期2年	区制度 ・ 総代21人 ・ 任期 特に定めなし	自治会制度 ・ 13自治会 ・ 毎年度、各自治会と事務委託契約を締結している	区制度 ・ 赤城村区設置条例 ・ 区長22人 ・ 区長代理者22人 ・ 任期1年	区制度 ・ 北橋村区設置規則 ・ 区長16人 ・ 区長代理16人 ・ 任期1年	
(2)職務内容	委託内容 ・ 広報紙その他周知文書の配布に関する事 ・ 簡易な調査、報告に関する事 ・ その他市長が必要と認める事項	職務内容 ・ 町行政を区内に徹底し運営を補助すること ・ 町と区民との連携に当たること ・ 区民全般を対象とする町行政目的の調査を行うこと(別に調査員を置く者を除く) ・ その他各種団体との連絡を行うこと ・ 区民の異動により、届出の規定のあるものに対しては、届出をすすめること	職務内容 ・ 広報紙その他周知文書の配布に関する事 ・ 簡易な調査、報告に関する事 ・ その他村長が必要と認める事項	委託内容 ・ 配布事務に関する事 ・ 簡易な調査・報告に関する事 ・ 村道、ガードレール等交通安全施設、その他村で管理する施設で補修を必要とする箇所の伝達・協力に関する事 ・ 村長が認める募金活動等に関する事 ・ 毎戸会員となっている組織で、村長が認めた会費等の徴収及び文書の配布に関する事 ・ 交通災害共済加入申込等に関する事 ・ 公用、公共用地買収交渉の協力に関する事 ・ スポーツ保険加入申込等に関する事 ・ 転入等の報告に関する事 ・ その他村長が特に必要と認める事項	職務内容 ・ 村政通達事項の周知及び徹底を図り連絡に当たる事 ・ 各種調査及び報告に関する事 ・ その他村長において必要と認めた事項	職務内容 ・ 周知事項の伝達及び連絡に関する事 ・ 調査書、報告書の配布及び取りまとめに関する事 ・ 納税通知書等の送達に関する事 ・ その他村長において必要と認める事項	
(3)報酬(委託料)等	行政事務委託料(年) ・ 自治会 世帯割3,020円 51,295,000円 (43自治会 H15予算額)	区長報酬(年) ・ 区長 均等割 223,000円 + 世帯割 500円 ・ 区長代理 89,000円 (第10区長は 61,000円)	総代報酬(年) ・ 平等割 43,700円 + 戸数割 540円	行政事務委託料(年) ・ 自治会長 均等割 165,000円 + 戸数割 500円 ・ 自治会 12,181,500円(13自治会H15予算額)	区長報酬 ・ 予算の範囲内において村長の定める額	区長報酬 ・ 予算の範囲内において村長の定める額	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-1 自治会・行政連絡機構の取扱い		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
2 補助金、交付金等									
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
(1)補助金、交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動助成交付金 12,702千円(市) (世帯割750円) ・自治会連合会交付金 1,224千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・区運営費補助金 世帯数×50円×12月 ・区長会運営費補助金 45,000円 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動助成金 6,762千円(H15年度) (世帯割2,000円) ・自治会役員等研修費補助金 689千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・区運営費補助金 6,700千円 ・区長会補助金 95千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興費(世帯割り、人口割、平等割、税割) 4,464千円 			
(2)町内会館等建設補助等	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会館等建設補助 ・新築及び全面改築 2,000万円超の場合、800万円を限度に500万円に県補助金を加えた額を補助 ・増築及び一部改築 400万円を限度に事業費の1/2を補助 ・バリアフリー化 200万円を限度に事業費の1/2を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・区集会所改修事業補助金 ・補助対象経費50万円以下の場合 2分の1の額 ・補助対象経費が50万円を超える場合 25万円+50万円を超える額の3分の1 ただし、いずれも算出額の1万円未満は切り捨て 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所新・改築補助 ・80%補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民センター建設事業補助 ・新築又は全面改築 補助対象事業費の20%以内とする (用地の取得及び整地に要する経費、内部の備品等の購入経費、事務費及びこれにたくいする経費は、補助対象事業費としない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等改修補助 ・事業費の1/2以内を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民センター建設事業補助金 ・新築及び全面改築 300万円を限度に事業費の1/4を補助 			
3 先進地事例									
篠山市			静岡市			さぬき市			
<p>総代会及び区長会については、合併時に統合する。</p>			<p>行政連絡機構については、当面現行どおりとし、合併後に町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。ただし、広報紙等の配布の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の上、合併時まで、新市における取扱いを検討するものとする。</p>			<p>1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。</p> <p>2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。</p> <p>3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。</p>			
千曲市			宗像市			山県市			
<p>1 区・自治会組織のあり方については、各区・自治会の意向を踏まえて調整する。</p> <p>2 区・自治会の名称については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の区名については地域住民の意向を踏まえ調整する。</p> <p>3 行政事務委託料及び報酬については、経過措置を設け現行の予算の範囲内で調整する。</p> <p>4 自治会活動保険については、更埴市の例により加入し、保険料は市及び区・自治会でそれぞれ2分の1を負担する。</p> <p>5 自治会推進事業補助金は廃止し、コミュニティ振興補助で対応する。</p>			<p>区長会については、合併時に統合、調整を図る。区長会の組織については、現行のままとする。行政区の組織については、当面の間現行のままとする。</p>			<p>1 自治会の組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。</p> <p>2 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く(高富地域5,伊自良地域2,美山地域7)。</p> <p>3 自治会連合会事業については新市において調整する。</p>			